

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 5 月 会 議

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年5月10日 (月曜日) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 諸般の報告について  
日程第 3 行政報告について  
日程第 4 選任第 1号 常任委員の選任について  
日程第 5 選任第 2号 議会運営委員の選任について  
日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について  
(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例)  
日程第 7 報告第 2号 専決処分の報告について  
(令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第12号))  
日程第 8 同意第 1号 副町長の選任について  
日程第 9 同意第 2号 教育委員会委員の任命について  
日程第10 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第11 議案第 1号 令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第1号)
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11まで議事日程に同じ

---

### 出席議員 (12名)

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
9番	下道 英明 君	10番	石川 邦子 君
11番	板垣 正人 君	12番	大西 智 君

---

### 欠席議員 (0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	総務部長	佐 野 大 次 君
経済部長	若 木 涉 君	洞爺総合 支 所 長	高 橋 秀 明 君
総務課長	高 橋 謙 介 君	危機管理 室 長	仙 波 貴 樹 君
税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	住民課長	後 藤 和 郎 君
健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君	健康福祉 セ ン タ ー 長	金 子 信 之 君
観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興課 長兼新型コ ロ ナ ウ イ ル ス 特 別 対 策 室 長	原 信 也 君
環境課長	佐々木 勉 君	上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君
ジョパーク 推進課長	武 川 正 人 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君
農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君	会 計 者 管 理 者	金 子 真 優 美 君
教育長	皆 見 亨 君	管理課長	末 永 弘 幸 君
社会教育 課 参 事	角 田 隆 志 君	社会教育 課 長	野 呂 圭 一 君
代表監査 委 員	山 口 芳 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書 記 阿 部 は る か

庶務係 木 村 暁 美

---

◎開議の宣告

- 議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、洞爺湖町議会令和3年5月会議を開会します。  
現在の出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎人事異動による管理職の挨拶

- 議長（大西 智君） ここで、4月1日付で町人事異動により昇格された管理職の方々がおりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。
- 初めに、佐々木環境課長。
- 環境課長（佐々木 勉君） 4月1日付で環境課長を命ぜられました佐々木と申します。  
皆様からのご指導をいただきながら職責を全うしていきたいとそうように思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議長（大西 智君） 次に、金子会計管理者。
- 会計管理者（金子真優美君） 4月1日付で会計管理者を拝命しました金子でございます。  
職責を果たすべく努めてまいりたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）
- 議長（大西 智君） 次に、野呂社会教育課長。
- 社会教育課長（野呂圭一君） 4月1日付で社会教育課長を拝命いたしました野呂でございます。職責を果たすべく努めてまいりたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）
- 

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、11番、板垣議員、1番、越前谷議員を指名いたします。
- 

◎諸般の報告について

- 議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。  
ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。  
千葉委員長。
- 議会運営委員会委員長（千葉 薫君） それでは、所管事務調査報告書を読み上げて報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和3年5月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和3年5月会議の運営について。

2、調査日、令和3年5月7日、金曜日。

3、出席委員でございます。私のほか、下道副委員長、越前谷委員、立野委員、五十嵐委員です。

4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。

5、説明員でございます。町側より真屋町長、佐野総務部長においでをいただき説明をいただきました。

6、結果でございます。地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和3年5月議会の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、5月10日、1日間。

審議日程について、5月10日、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。議会の傍聴は行わないこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

---

#### ◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和3年5月10日、洞爺湖町議会令和3年5月会議に町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

(1)として、金員の寄附でございます。

アとして、有珠山噴火メモリアル委員会より、金額35万1,112円。これは防災事業のためにということで寄附をいただきました。

イとして、560万人の観光地づくりを考えるワークショップ、金額は6万446円。これも防災事業のためということで寄附をいただきました。

ウとして、洞爺湖町旭町30番地12、笠井誠氏、金額3万円。福祉健康のためにという寄附をいただきました。

エとして、旭川市4条西2丁目2番2号、アライ地所株式会社、取締役社長荒井保明氏、金額40万円。みんなの基金としていただきました。

オとして、匿名、金額50万円。新型コロナウイルス感染対策として寄附をいただきました。

(2)も、金品の寄附でございます。

ふるさと納税寄附金として、4月分でございますけれども、これまで個人で173件、総額で304万6,000円でございます。

(3)として、物品の寄附でございます。虻田郵便局、洞爺温泉郵便局、洞爺郵便局。非接触型体温計ほか、新型コロナウイルス感染対策として寄附をいただきました。

2番目に、副町長の退任についてでございます。

このたび、遠藤秀男副町長の体調不良による退任の申出を承認し、4月30日付をもって退任されましたのでご報告いたします。これまで1年半にわたり町政運営にご尽力をいただき、特に新型コロナウイルス感染症対策にその手腕を発揮していただきましたことに感謝を申し上げます。なお、本会議に後任副町長の選任に係る同意議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るため、昨年末よりワクチン接種体制の構築と準備を進めてまいりました。本年4月27日に医療従事者用のワクチンがようやく入荷し、同日より洞爺協会病院と洞爺温泉病院で1回目の接種が開始されています。高齢者のワクチン接種は、高齢者施設より先行して接種を実施することとし、町内の医療機関との調整を行い、今週から開始する予定となっております。

また、一般の高齢者へのワクチン接種は、5月2日の新聞折り込みと5月10日の町内会覧で接種券の発送をお知らせし、医療従事者のワクチン接種の完了する6月中旬の接種開始に向けた準備を進めております。

感染症の蔓延予防のため、国・北海道及び医療機関と協力し、今後の感染者の状況も考慮しながら、町民が安心して受診できるよう、安全で円滑な接種の実施に努めてまいります。

また、本会議において、商工事業者及び観光事業者に対する支援に要する費用について、補正予算案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

4として、アイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」の開設についてでございます。

アイヌ政策推進交付金を活用して整備いたしましたアイヌ民族共生拠点施設「ウトウラノ」

が完成し、4月1日の開設に先駆けて3月30日にオープニングセレモニーを執り行いました。当日は、ウトウラノ内の交流ホールにご来賓と関係者を合わせて約50人が参集し、ウトウラノの完成をお祝いいたしました。

セレモニーでは、ご来賓の方々よりご祝辞をいただいた後、工事関係者の皆様に感謝状を贈呈し、最後にテープカットを行い、盛会裏に終了いたしました。また、内覧会を行うとともに、野外において虻田地区コミュニティバスのお披露目を実施いたしましたので、併せて報告いたします。

ウトウラノの竣工に当たり、多くの方々のご指導やご協力の下、工事関係者の皆様の御尽力により施設が完成しましたことに感謝を申し上げます。

5として、第8期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）及び障がい者（児）福祉計画の策定についてでございます。

令和2年度に検討を進めておりました第8期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）及び第6期障がい者（児）福祉計画（令和3年度から令和5年度）につきましては、各協議会において協議を重ね、本年3月に計画を策定いたしました。

この2計画は、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の中で定めている「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を推進するため、それぞれの計画の整合性、連携を図りながら各分野ごとに専門的、具体的施策において町民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的として策定しております。

今後も、誰もが生涯にわたって住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指し、計画を推進してまいります。

6として、社会福祉法人幸清会における社会福祉施設等整備についてでございます。

社会福祉法人幸清会が、特別養護老人ホームとして整備を進めておりました施設が3月30日に竣工し、4月14日に竣工式が執り行われました。

施設の名称を「特別養護老人ホーム幸豊の杜・成香2021」とし、ユニット型施設として100床が設置され、少人数スタッフによるケアが提供されるとともに、各居室や共用空間からは壮大な景色と眺望を楽しみながら心穏やかに過ごしていただける生活環境を整備し、4月28日に開設されております。

町といたしましては、さらなる施設サービスの質の向上に向けた取組を推進し、利用者が安心・安全に過ごすことのできる環境維持への働きかけに努めてまいります。

7番目に子育て世代包括支援センターの開設についてでございます。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築することを目的として、子育て世代包括支援センターを本年4月に健康福祉センター内に設置しました。

本センターを中心として、洞爺湖町に居住する妊産婦並びに子ども及びその保護者、その他母子・父子等に対して、妊娠・出産・育児に関する相談並びに情報提供や保健指導・支援プランの策定を行い、安心して健やかに子育てするために必要な知識の習得や技術の普及啓

発を行うとともに、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、子育て世代への支援を推進してまいります。

8として、中島・湖の森博物館の開設についてでございます。

昨年度、洞爺湖中島にて建設を進めておりました中島・湖の森博物館が完成し、4月28日にオープニングセレモニーを執り行いました。セレモニーでは、ご来賓の方々からのご祝辞をいただき、テープカットにより竣工を祝いました。

中島・湖の森博物館の竣工に当たり、多くの方々のご指導やご協力の下、工事関係者の皆様のご努力によりすばらしい施設が完成したことに感謝を申し上げます。

今後は、中島・湖の森博物館を洞爺湖有珠山ジオパークの原点ともいえる洞爺湖中島のシンボルとして活用し、観光の振興に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9番目に、洞爺湖温泉大通り線道路改良工事の事故繰越しについてでございます。

昨年度、洞爺湖温泉地区にて令和3年3月30日までの工事として進めておりました洞爺湖温泉大通り線道路改良工事が冬期間の例年になく大雪の影響により事故繰越しとなり、工期延長により本年4月30日の完成となりましたことをご報告いたします。

工事期間の延伸に当たりまして、周辺住民及び関係事業者の皆様にご理解ご協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。

10として、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議の間、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）文房具の寄附として、町内の小学校1年生へ。洞爺湖町商工会女性部、部長、横山節子氏より、文房具（マジック）50セットでございます。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（その13）でございます。新型コロナウイルス感染症に関する対応等について、次のとおり報告をいたします。

（1）洞爺湖町育英資金特別給付金の給付状況について。

洞爺湖町育英資金特別給付金の給付状況について、令和3年3月31日をもって事業が終了いたしましたので、次のとおり報告をいたします。

給付決定件数でございます。前回報告数、1月22日現在112件、今回報告数、1月23日か

ら3月31日まで2件、合計3月31日現在114件でございます。

なお、在学の区分につきましては、大学79件、短期大学8件、専修学校（専門課程）27件でございます。

（2）学校行事等の対応についてでございます。

令和3年度の学校の教育活動の実施に当たり、「三つの密（3密）を避ける」、「人との間隔が十分に取れない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など、「新しい生活様式」による基本的な感染対策を継続し、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動が継続できるよう、学校運営を進めることとしておりますのでご報告をいたします。

なお、今後の感染状況によって、さらなる感染対策の見直しが必要な場合は、学校と随時協議を行い、適切に判断してまいります。

（3）成人式の再延期についてでございます。

令和3年5月2日（日）に延期をし、開催することとしておりました令和2年度洞爺湖町成人式は、国内における新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、加えて変異株の出現など、道内においても予断の許さない状況であることから、新成人とご家族の皆様の健康と安全を考慮し、8月15日（日）に再延期して感染状況を見ながら開催することといたしました。成人式への参加を楽しみにされていた皆様には、大変残念な結果となりましたことを深くおわび申し上げます。

なお、再延期に伴うキャンセル料等につきましては、実態をお聞かせいただいた上で適宜判断してまいりたいと考えております。

三つ目に、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

---

#### ◎選任第1号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、選任第1号常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、常任委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、私は、総務常任委員会に所属することになっていますが、議長は各常任委員会に出席できますので、常任委員を辞任したいと思います。

これをお諮りするに当たり、議長は除斥の対象となりますので、副議長と交代いたします。副議長、お願いいたします。

〔議長、除斥のため退出〕

○副議長（板垣正人君） それでは、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま総務常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長は、その職責上どの委員会にも出席できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会の委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、辞任を申し出たものであります。

お諮りいたします。

議長の総務常任委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（板垣正人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。それでは、議長と交代いたします。

〔議長、着席〕

○議長（大西 智君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、各常任委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午前10時27分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前10時47分）

---

○議長（大西 智君） 休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長、下道議員、副委員長、今野議員。経済常任委員会委員長、千葉議員、副委員長、大屋議員。議会広報常任委員会委員長、大久保議員、副委員長、石川議員。

以上のとおり決定されました。

---

◎選任第2号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、選任第2号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定

いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、議会運営委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

(午前10時48分)

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午前10時56分)

---

○議長（大西 智君） 休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

委員長には五十嵐議員、副委員長には石川議員と決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時56分)

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午前10時58分)

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第6、報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） それでは、報告第1号を説明させていただきますが、議案書ページの1ページをお開きお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、3月31日付で専決処分により条例規定を改めた洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例について、議会に報告するものでございます。

今回の税条例の一部改正は、大きく2点ございまして、一つには固定資産税の評価替え等々の関係でございます。また、負担調整措置等も含まれているところでございます。二つ目には、軽自動車税の税率軽減等の関係でございます。また、税率区分の見直し等々の関係でございます。

以下、議案説明資料の1ページをお開きお願いいたします。

洞爺湖町税条例新旧対照表により、ご説明をいたします。第1条関係の改正でございます。

第24条の町民税の非課税の範囲についてでございます。均等割の非課税限度額における扶

養親族の取扱いの見直しについてでございます。

次に、第36条の3の第4項でございます。給与所得者の扶養親族申告の電子提出において、所轄税務署長の承認の廃止を定めたものでございます。

次に、説明資料の2ページをお開きお願いいたします。

表の第36条の3の3第1項でございます。公的年金等受給者の扶養親族申告書における扶養親族の取扱いの見直しでございます。

次に、同条第4項で、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出において、所轄税務署長の承認の廃止を定めたものでございます。

次に、53条の8、特別徴収税額について、退職所得申告書の定義における規定を整備するものでございます。

次に、3ページでございます。

第53条の9の退職所得申告書において、新たに第3項及び第4項を追加し、申告書に記載すべき事項を一定の要件を満たす場合には電磁的方法により提出することができる旨を定めたものでございます。

次に、4ページでございます。

第81条の4、環境性能割の税率についてでございます。第1項の1号及び2号において、クリーンディーゼル車の税率分の変更により、対象に新たに追加したものでございます。

次に、附則の部分でございます。

第5条の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等でございますが、所得割の非課税限度額における扶養親族の取扱いの見直しでございます。

第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ですが、セルフメディケーション税制の延長に伴い、令和9年度まで期間を5年間延長するものでございます。

次に、5ページから6ページにかけてでございます。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、対象施設等の課税の特例割合を定めたものでございまして、地方税法の改正に伴い、条例の項ずれを整理したものでございます。

また、7ページでございますが、新たに24項を追加し、特定都市河川浸水被害対策法の改正を前提に認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準額を3分の1とする特例を定めたものであります。

また、26項においては、文言の追加等の条例の規定を整理したものでございます。

7ページから引き続きまして11ページにかけてでございます。

まず、第11条から第15条は、宅地、商業地、農地などの土地に係る固定資産税等の負担調整措置等の特例について定めたものでございますが、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する規定を定めたものでございます。その上で、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が上昇する宅地、農地については、前年度の税額に据

え置く措置を講ずる規定を併せて定めております。

次に、12ページでございます。

第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。環境性能割の臨時的軽減期限を令和3年12月31日までの9か月間延長するものでございます。

第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、クリーンディーゼル車を対象に追加したものでございます。

第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、項ずれを反映した上で、軽自動車税の種別割のクリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用自動車に限定した上で、特例の期限を令和4年度、令和5年度と2か年間延長する規定を追加したものでございます。

次に、16ページでございます。

第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長を定めたものでございます。

次に、17ページから19ページにかけて、第2条関係の改正についてでございます。

こちらにつきましては、令和2年に行った条例改正を今回の地方税法の改正に併せて文言の整理等を行ったものでございます。

次に、改正条例の附則についてご説明いたしますので、議案書の7ページをお開きお願いいたします。

第1条の施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するとしたものでございますが、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めた第1条中の附則第6条の改正規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2号でございますが、第1条中の個人の町民税の非課税の範囲を定めた第24条第2項、個人の町民税に係る公的年金等扶養親族申告書を定めた第36条の3の3第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲を定めた同条附則第5条第1項の改正規定等につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。

議案書の8ページをお開きお願いいたします。

第3号でございますが、第1条中の附則第10条の2第27項、産業競争力強化法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日としたものでございます。

第4号でございますが、附則第10条の2第25項を第23項とし、また特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の適用を受ける対象資産については、この法律の施行の日とするものでございます。

第2条、町民税に関する経過措置でございます。

個人の町民税に係る休業所得の扶養親族申告書に関して、この条例の施行の日以降に行う

電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提出について適用し、施行日前に行った電磁的方法による申告書に記載すべき事項の提出については従前の例とし、町民税に関する部分は令和6年度以後の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの町民税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

第3条、固定資産税に関する経過措置でございます。

第1項から第5項まで、固定資産税の特例対象資産について、令和3年度以降の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

第4条、軽自動車税に関する経過措置でございます。

環境性能割に関する部分でございます。令和3年4月1日以降に取得された三輪以上の軽自動車について適用し、施行日前に取得されたものについては、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

それでは、一回休憩をここで取りたいと思います。休憩後、質疑を行います。再開を11時25分といたします。

（午前11時16分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、一般議案を進めます。

（午前11時25分）

---

○議長（大西 智君） 報告第1号専決処分の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、町長に説明をいただいたのですが、提案されている洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例ということで、大きくは二つに分かれていると。洞爺湖町税条例一部改正というのと、二つ目は洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、本当に条例改正というのは、特に税条例というのは分かりにくいですね。なぜ一本になって提案できていないのかなと、ちょっとそれも不思議に思ったのですが、根拠とする条例の名前が違ってきているのもあるのでしょうか。

この辺まず説明いただきたいのだけれども、最初のほうの洞爺湖町税条例の一部改正は第1条ということでなっていますが、二つ目のほうは洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例の一部改正という形で第2条というふうに説明されております。

事前にいただいていた説明資料を見ましたら、中身はおおむね理解できるのですが、

提案の方法として、非常に分かりにくいといえますか、いつもそう思うのですけれども、どういう理由で二つに分けられているのかということ、基本的なことなのですから、説明をいただきたいことと。

それから、今回の税条例改正によって、町内における影響というのはどうなるのか。対象となるものがないのか、あるのか。あるとすれば、どの程度の変更内容になるのか。この点について説明をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） まず条例の提案の仕方でございますけれども、洞爺湖町の税条例の一部を改正する条例の第1条関係で、改正の趣旨を提案させていただきました。それから、洞爺湖町税条例の一部を改正する条例と、議員がおっしゃるうちにちょっと分かりづらくなっているのですけれども、第2条関係については、1条関係の一部改正ということで国のほうからこのように示されておりまして、各市町村においてこのように恐らく提案しているものと、ちょっと分かりづらいのですけれども、従前もこのような形で提案のほうをさせていただいておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

それから、今回の改正を町長のほうから2点大きく申し上げましたけれども、まず固定資産税の評価替えに関する見直しでございます。これは3年に1回固定資産税の評価替えを行っておりますけれども、こちらについては、今年度が3年に1回の評価替えでしたので延長するというものでございます。その上で、令和3年度に限り、前年度の税額から上がるような土地については、今回のコロナウイルスの影響により納税者の負担を軽減する観点から、税負担が上昇するような土地については固定資産税を前年度の税額に据え置く措置を講ずるとしているものでございます。

当町におきましては、今回、令和3年度の評価替えにおける固定資産税につきましては、このように税額が上がる土地については浜町の一部で海岸通りが道路整備されておりまして、その関係で道路の利便性が上昇したということで若干評価額が上がっている土地がありますけれども、この特例により税額のほうは据え置いて、おおむね20筆程度が対象となるものでございますけれども、税額のほうを据え置く措置を講じております。それ以外の土地についてはおおむね評価額は下がっておりますので、今回の改正による影響は受けておりません。

それから、2点目の軽自動車税、税率の区分等々の見直しを行っておりますけれども、クリーンディーゼル車の区分の見直しをしておりますけれども、そもそも軽自動車のクリーンディーゼル車は現在のところ販売されておりませんので、今回の改正の当町における軽自動車については適用を受ける車体というものはございません。

以上、今回の改正の趣旨に係る当町が影響を受けると思われる部分についてでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号専決処分報告についての報告を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第7、報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。  
報告を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 議案書の11ページでございます。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第12号）を専決処分としてございます。

12ページが専決処分書となります。令和3年3月31日付で専決処分しております。

13ページが令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第12号）でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ234万7,000円を減額し、総額を90億6,916万3,000円としてございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

17ページをお開きお願いします。

第2表です。

道路等整備事業で、限度額2億3,150万円を2億5,150万円としておりまして、成香地区排水施設整備事業で、限度額9,500万円を7,500万円に変更するものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開きお願いします。

まず、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人でございます。現年課税分で2,070万円の減額でございますが、法人税割でございまして、新型コロナウイルス感染症によるホテルの休業などによるもので、決算見込みによる減でございます。

2項1目の固定資産税でございます。現年課税分で1,380万円の減でございます。新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予等によるもので、決算見込みによる減でございます。

3項1目農業環境性能割でございます。同じく現年課税分でございまして、410万円を決算見込みにより減額してございます。

4項1目の町たばこ税でございます。現年課税分520万円の減でございます。決算見込みによる減でございます。

5項1目の入湯税でございます。新型コロナウイルスの影響による決算見込みにより、現年課税分3,110万円の減でございます。なお、昨年6月より増税をしておりますが、増税分につきましては、観光開発基金へ積立てをしております。

2款地方譲与税1項1目自動車重量譲与税でございます。178万4,000円の減でございます。交付税の確定によるものでございます。

2項1目地方揮発油譲与税124万6,000円の減額でございます。交付税の確定でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

3款1項1目利子割交付金55万4,000円の減。交付額の確定でございます。

4款1項1目配当割交付金30万7,000円の増でございます。交付額の確定によるものでございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金90万2,000円の増でございます。交付額の確定による増でございます。

6款1項1目法人事業税交付金516万2,000円の増額でございます。交付額の確定によるものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金2,135万5,000円の増額で、交付税の確定によるものでございます。地方消費税交付金が2,132万6,000円の減、社会保障財源分が4,268万1,000円の増でございます。

9款1項1目環境性能割交付金でございます。交付額の決定により568万2,000円の減額でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きお願いします。

10款1項1目地方特別交付金でございます。交付額の確定により347万3,000円の増でございます。

11款1項1目地方交付税でございます。894万8,000円の減でございます。これは特別交付税の確定に伴う減でございます。

19款1項1目繰入金でございます。5,600万円の増でございます。財政調整基金繰入金で、財源補填による繰入れでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きお願いします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費でございます。積立金で185万3,000円の減となっております。財政調整基金積立金が3,160万円の減、観光開発基金積立金が入湯税増税分の積み立てで3,190万円の増、特定目的基金積立金が215万3,000円の減となっております。6目諸費につきましては、財源補正でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。育英資金の基金積立金で60万6,000円の減でございます。

13款1項1目予備費につきましては、11万2,000円の増でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 事項別明細の5ページのところに固定資産税についての減額措置提案がされておりますが、昨年5月1日でしたか、政府のほうでは事業収入の減少によって中小企業や小規模事業者の減免を行うということで、コロナに関してそういった措置がされているわけですが、そうすると、例えば令和2年度の固定資産税の減額の内訳といたしますか、

コロナ関連で町が実際的に減免を行っているのはどのくらいあるのかということをちょっと説明いただければと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 町税の固定資産税に関する部分でございまして、減額のほうを提案させていただいておりますけれども、今言われたように、大部分が固定資産税のコロナウイルスに関する徴収猶予の額でございます。件数にしまして、今回、猶予の申請がありましたのが10件、それから猶予した税額につきましては3,200万円ほどが固定資産税の徴収猶予をしているところでございます。この猶予につきましては、令和3年度に納税者の方からは納付していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 申請が10件という意外と少ない件数だったなというふうに私は思うのですが、それと、あくまでもこれは徴収猶予だと、今は払わなくても後で払ってくださいよという話ですよ。制度的には免除か、あるいは2分の1減額するかというようなことも含まれているわけですが、そういう対象はなかったと。あるいは申請そのものを広く、そういった固定資産税等の減免についての周知というのはどのようにされてきたのかということも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 令和2年度につきましては、固定資産税に関しては徴収の猶予というものでございました。それから、令和3年度の固定資産税についてコロナウイルスによる家屋と償却資産の2分の1の減額、あるいは全額の減免という措置を講じておりまして、前年の減収によって50%未満が2分の1の減額、それから50%以上につきましては償却資産と家屋の部分について全額減額するとしているものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、令和2年度については猶予措置だというふうに言われているのだけれども、私が把握していたのは、令和2年度の5月に政府が発表したものによれば、事業収入の減少額に応じてゼロまたは2分の1というふうにするにすることにしたとなっていて、21年度の固定資産税、今年の1月のですね、すみません申し訳ありません、というようなことですね。分かりました。

それで、周知についてはどのように行われていたのですか。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 令和3年度の固定資産税の2分の1、または全額の軽減につきましては、申請期限が12月末までとしていたところでございますので、広報紙、あるいはホームページのほうで周知のほうをさせていただいたところでございます。申請は、12月31日まで受け付けておりまして、令和3年度の固定資産税から2分の1の軽減、全額の軽減を

適用させていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号専決処分報告についての報告を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 議案の18ページ、同意第1号でございます。

副町長の選任についてご提案をさせていただきます。

洞爺湖町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして。

住所、虻田郡洞爺湖町洞爺町417番地9。

氏名、武川正人さんでございます。

それでは、ご経歴につきましては、議案説明資料で説明をさせていただきます。

議案説明資料の20ページでございます。

武川正人氏の略歴でございますが、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺町417番地9。昭和35年5月14日生まれでございます、年齢は60歳でございます。

学歴につきましては、昭和58年3月、亜細亜大学法学部を卒業されております。

職歴につきましては、昭和58年6月、洞爺村臨時職員として勤務され、その後、昭和59年4月に洞爺村役場職員として奉職が始まりました。平成18年3月に合併いたしまして新町洞爺湖町企画防災課行財政改革推進室長、その後、平成24年4月から洞爺湖町経済部ジオパーク推進課長、そして経済部参与、令和3年3月に定年により一旦は退職しましたが、令和3年4月から経済部ジオパーク推進課長として再任用し、現在に至っているところでございます。

以上、ご提案を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います、人事案件でありますので確認程度の質疑といたします。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第1号副町長の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時50分）

---

○議長（大西 智君） 休憩を解きます。会議を再開いたします。

（午前11時50分）

---

○議長（大西 智君） ただいま、同意をいただきました武川正人氏より発言の申出がありますので、これを許します。

武川正人氏。

○武川正人氏 いまだに全国的なコロナウイルス感染拡大が終息せず、コロナウイルス災害と言われる状況が長期化する中、一日も早い地域の安全・安心の回復、そして経済活動の正常化に向け、副町長としての強い自覚を持って、全職員一丸となってまちづくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大西 智君） それでは、ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時51分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き、一般議案を続けます。

（午後 1時00分）

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 同意第2号でございます。

議案書の19ページをお開きお願いいたします。

同意第2号教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、虻田郡洞爺湖町成香143番地2。

氏名は、岩崎義久さん。昭和53年11月20日生まれでございます。

このたび、前教育委員であられました洞爺地区の岩原義美さんが通算で23年間お務めいただきました。前回、前々回からそろそろ引退したいという声があったわけでございますけれども、このたび岩原さんの任期満了により教育委員1名が令和3年5月17日をもって退任することになりますことから、今回、後任の教育委員を任命するものでございます。

それでは、ご経歴につきましては、議案説明資料により説明をさせていただきます。

議案説明資料の21ページになります。

岩崎義久氏の経歴でございますが、住所は、虻田郡洞爺湖町成香143番地2。

氏名は、岩崎義久氏。生年月日は、昭和53年11月20日生まれの42歳でございます。

学歴といたしまして、平成14年3月、日本大学法学部法律学科をご卒業されております。

職歴といたしましては、平成14年4月から馬淵建設株式会社に勤務され、その後、平成18年10月に有限会社メジロ牧場に勤務され、その後、さらに平成23年5月に株式会社レイクヴィラファームに勤務され、現在に至っております。

以上、ご提案申し上げます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたします。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第2号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号から同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 議案書の20ページから同意3号、そして21ページが同意第4号、22ページが同意第5号、一括提案をさせていただきます。

同意第3号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27。

氏名が、宮崎泰人さんでございます。

続きまして、議案の21ページでございます。

同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町香川88番地11。

氏名が、巻進さんでございます。

続きまして、議案書の22ページでございます。

同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所が、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉176番地11。

氏名が、成田幸一さんでございます。

それでは、経歴につきまして、議案説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

議案説明資料の22ページからでございます。

宮崎泰人さんでございますが、住所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27。

年齢は73歳でございます。

学歴につきましては、昭和47年3月、専修大学法学部を卒業されております。

職歴につきましては、昭和47年4月、株式会社田中測量に入社し、その後、昭和49年12月に同社を退社されております。また、昭和52年2月に司法書士を開業し、現在に至っております。

公職歴につきましてですが、平成7年4月から平成18年3月まで虻田町固定資産評価審査委員会委員、平成9年4月から現在まで人権擁護委員を務められております。平成18年3月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員に選任され、平成21年5月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員長として、現在に至っております。平成22年5月から洞爺湖町情報公

開・個人情報審査会委員として、現在に至っております。平成28年4月から洞爺湖町行政不服審査会委員として、現在に至っております。

団体歴等は、記載のとおりとなっております。

続きまして、23ページでございます。

巻進さんでございます。

住所、虻田郡洞爺湖町香川88番地11。

年齢は62歳でございます。

学歴につきましては、昭和52年3月に倶知安農業高等学校を卒業されております。

職歴につきましては、昭和52年4月から農業をされております。

公職歴でございますが、平成3年4月から平成4年3月まで旧洞爺村の村づくり審議会委員。平成12年4月から平成13年3月まで同委員。平成13年4月から平成18年3月まで洞爺村固定資産評価審査委員会委員。平成18年3月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員として、現在に至っております。

団体歴は、記載のとおりでございます。

続きまして、24ページでございます。

成田幸一さんでございます。

住所は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉176番地11。

年齢につきましては、78歳でございます。

学歴につきましては、昭和33年3月、大成町立長磯中学校を卒業されております。

職歴でございますが、昭和33年4月、小熊建具に入社され、昭和38年4月に平塚建設に入社されております。平成元年4月にリフォーム成田株式会社代表取締役、そして平成26年4月にはリフォーム成田株式会社代表取締役会長として、現在に至っております。

公職歴につきましては、昭和40年4月から平成10年3月まで西胆振消防組合虻田消防団員、そして平成21年5月から洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員として、現在に至っております。

団体歴等は、記載のとおりとなっております。

お三人とも、留任でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。人事案件でありますので確認程度の質疑といたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでをそれぞれ採決いたします。

初めに、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決も、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決も、起立によって行います。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 議案書の23ページになります。

議案第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）でございます。

議案第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,668万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ74億268万6,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきます。

事項別明細の4ページ、5ページになります。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。令和3年度事業分として8,405万5,000円のうち、今回の補正予算に対応する5,068万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、16款道支出金2項道補助金4目商工費道補助金でございます。600万円の計上でございます。プレミアム商品券発行事業に対する北海道からの補助金で、販売総額の10%を計上してございます。

続きまして、6ページ、7ページの歳出でございます。

14款1項新型コロナウイルス感染症対策費1目衛生対策費28万6,000円の増額でございます。児童生徒感染症予防対策事業として28万6,000円でございます。10節修繕料であります。洞爺地区にあります学校プールの更衣室に換気設備が設置されていないことから、新型コロナウイルス感染症対策のため、男女更衣室各2機の設置費用を計上してございます。

続きまして、2目経済対策費でございます。5,640万円の増額でございます。商工支援対策事業でございます。3,540万円を計上してございます。

1点目に飲食店宅配サービス支援事業補助金で、事業費140万円でございます。町内飲食店のテイクアウト、デリバリーメニューのパンフレット等の作成並びにタクシーによる宅配サービスに対して補助金による支援を行うものでございまして、昨年度に引き続き商工会の継続事業として行っていただくものでございます。

続きまして、二つ目のプレミアム商品券発行事業補助金でございます。3,400万円でございます。これも昨年度に引き続き実施する事業でございまして、家計支援と地域経済の回復を目的にプレミアム率50%の商品券を発行する事業の第2弾でございます。こちらは、引き続き商工会が主体となって進めていく事業としてございます。7,500円の商品券を5,000円で購入していただくもので、6,500円分が共通券、1,000円分が飲食券となっております。町民向けのみ販売で、総数で1万2,000冊、お一人2冊までの購入で考えております。

次に、観光支援対策事業でございます。2,100万円の補正でございます。こちらも昨年度実施いたしました洞爺湖おもてなし商品券発行事業の第2弾でございます。7節商品券発行による報償金2,000万円、10節商品券等の印刷経費で50万円、11節広告料で50万円を計上してございます。町内のホテル等に宿泊されたお客様を対象に、お一人1,000円の商品券を配布させていただくもので2万枚の発行予定としているところでございます。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 補正予算の関係で、コロナに対しての経済対策の二つの中身についてお伺いしたいと思っています。

まず、プレミアム商品券については前回は実施して、約7割の消化で、言うなれば、これは内需といいますか、町内の事業喚起の形なので、これはやはり町民の皆さんに喜んでいただける施策として、またコロナ対策としても有効だなというふうに思っています。

それで、観光支援のほうのおもてなしの商品券の発行事業のほうなのですが、どちらかというと外需といいますか、外からお客さんが来ていただかないとなかなかさばけないのかなということがあります。この状況の中で、インバウンドはあまり関係ないかもしれませんが、都会からの誘客もこういう状況でなかなか厳しい。道内を見たら札幌もこういう状態で、大きな市場からのお客が見込めない中で大変苦しい施策になっているのかなという気がするのですが、しないよりは、まだ観光に携わる人方にとっての一つの希望にもなるので、政策自体は否定するものではありませんけれども、なかなか厳しいのではないかなということでお伺いをするのですが、前回おもてなし商品券を同じように2万枚発行していますが、去年10月31日で終了しておりますが、同数を支給されてはいるのですが、精算しないと実際に効果がどう出たのかというのが分からないのですが、数字をつかんでいらっしゃるかどうかということと。

おもてなしの商品券が1日ぐらしか使えないような状況だったと思うのですが、使う対象の中にホテルの宿泊をそれで賄うようなことは多分できなかったのではないかなと思うのですが、私ちょっと人から聞いた話で、函館のホテルは、おもてなしの券を1人1,000円近く発行している中で、ホテル代に相殺できる券として活用していた。1日ぐらいただとなかなか使い切れないので、本当はほかで使っていただくほうが経済効果はあるのですが、その券が無駄になるようであれば、宿泊費に相殺することもやむなしかなとちょっと思ったりもしたものですから、去年の実績を踏まえて、その辺どういう考えでいるかお尋ねをいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） おもてなし商品券の昨年行った事業では、2,000万円の予算のうち1,990万円使われてございます。1,000円ということですので、昨年もそうだったのですけれども、1,000円プラスアルファでお客様が各観光施設ですとか土産店なんかでも消費をしていただいたという経緯がございますので、今年も宿泊費に充てるということは考えないように、今のところは計画しているところでございます。

○議長（大西 智君） 6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） すみません、枚数で表示されていますけれども、実際これを精算された額にはなっていないでしょう。枚数で無駄になっていないかなということ把握されているかどうかなのです。全部使っているのですか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 精算額が1,990万円でございますので、利用されてございます。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ホテル、旅館に経済効果ということで、今回もやらせていただこうというふうに思っているわけですが、今現在、コロナがいまだに蔓延していると。さらには変異株も札幌を中心として北海道の場合に出ているということで、洞爺湖温泉にご宿泊していただくためには、北海道が前から、いわゆる胆振、日高、後志のお客様が道としての割引券を地域にお泊りのときには発行しますよというのをやっていたいておりました。今回も恐らくこの宿泊券を出せば、うちはエリアを決めておりませんので、道内のどこからでもというふうなことになるのでしょうけれども、その前段として、先ほど申しました、北海道が取り決めている移動、いわゆる不要不急の外出は控えてくださいの中で移動する場合に、宿泊する場合には胆振の方は胆振、日高、後志の施設を利用してほしいということで上部のほうで定めておりましたので、私も今回それを利用しながらといいたいまいしょうか、そういうお客様に泊まっていただければというのが第一の1点でございました。

それと、この間の5月の連休は、非常にやはり車が出ておりました。私どもも相当心配はしたのですが、洞爺湖温泉の状況をちょっと回って見たのですけれども、結構やっぱり札幌ナンバーが入ってきておりました。札幌ナンバーのほかに内地のナンバーをつけた車も見受けられていた。

今、北海道は札幌を中心として蔓延防止対策のほうの適用を受けようとしているところでございまして、さらにはコロナ禍が拡大していけば、北海道も緊急事態宣言のほうも国に要請しなければということを検討されているようでございますけれども、まずはうちの町でやはり感染者がこれ以上拡大しないようにというか、クラスターだけで終わってくれればと願うばかりでありまして、この後、議会が終わりましたら、各産業団体と私どもで宣言をさせていただきまして方々ともう一度、うちの町としてしっかりした取組をしていこうという確認といいたいまいしょうか、そういう打合せをまた再度やらせていただきたいなというふうに思っております。

とにもかくにも、町の中の景気がこれ以上悪くならないように、遊覧船のほうは、1日たしかそんなにお客さんがいなかったのですが、多いときにやはりこの連休中は500人だとかが入っていたとかというお話を聞いておりましたので、一つこういうのが景気のマテリアルになってくれればなという思いで、今回提案をさせていただいております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 1時36分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員